INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 16 2004年02月12日

台湾特許法改正(続き)

2003年01月03日付公布の改正特許法は、2004年07月01日より施行となっております。その主な改正点は、下記のとおりです。

記

□ 改正の要点:

1. 出願人の同意を得ない漏洩による公開を新規性喪失の例外規定の適用対象に追加する。
2. 微生物学的な生産方法を除く植物新品種の育成方法は不特許事由であることを明確に規定する。
3. 出願日認定の要件から公費納付を除く。
4. 優先権証明書提出の法定期限は、出願日から4カ月以内とする。(現行法では、出願日から3カ月以内。)
5. 再審査請求の法定期限は、初審査拒絶査定書の送達日から60日以内とする。(現行法では、初審査拒絶査定書の送達日の翌日から30日以内。)
6. 異議申立及び無効審判請求の事由を整合し、異議申立制度を廃止する。
7. 出願は特許付与の査定書の送達日から3カ月以内に登録料及び第1年度の年金を納付することにより、直ちに公告され、特許権を取得できるよう改める。
8. 権利者の同意を得ない販売申出を権利侵害行為に追加する。
9. 特許付与後における分割出願に係る規定を削除する。
10. 権利侵害訴訟の早期解決を図るため、その侵害訴訟に係わる無効審判請求に対する優先審査の規定を新設する。
11. 実用新案出願については方式審査による登録制度並びに技術評価請求制度を導入する。
12. 実用新案出願の補正時期は、出願日から2カ月間又は方式審査における指令に対する応答の期間となる。
13. 実用新案の存続期間は出願日から10年とする。(現行法では、出願日から12年。)

14. 出願変更の法定期限は、査定書の送達日から60日以内とする。（現行法では、査定書の送達日の翌日から30日以内。）

15. 2001年法改正による特許権の侵害に対する刑事罰の廃止に続き、今般、実用新案権及び意匠権の侵害に対する刑事罰（現行法第123～131条の規定）は、現行法第83条（不事実な表示の禁止に係る規定）と共に2003年03月31日をもって廃止された。

以上